

北竜町農業委員会の委員候補者の推薦・募集について

平成 28 年 4 月 1 日施行された「農業委員会等に関する法律」により、町長は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、広く一般に公募を行い、その候補者から町長が議会の同意を得て任命することになりました。

つきましては、令和 2 年 7 月の選任の北竜町農業委員会の委員については、農業に関する見識を有し、農地等の利用に関して最適化及び農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行う事ができる方の推薦又は募集を行います。

具体的な事務と公募方法と選任については次のとおりとなります。

(1) 推薦・応募を求める農業委員数（中立委員を含む）

11名

(2) 農業委員の任期

令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日までの 3 年間

(3) 農業委員の仕事

①農地の売買や貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などの農地に関する事務を執行の農地に関する事務を執行。毎年農地の利用状況を調査遊休農地への対応を決定 農地所有者へ指導 農地の遊休化を把握 地が遊休化している場合には、農地所有者に対し指導を実施。

②農地等の利用の最適化の推進。

(4) 応募の期間

令和元年 12 月 13 日（金）から令和 2 年 1 月 31 日（金）まで。

(4) 推薦及び応募について

①個人からの推薦 ②法人又は団体からの推薦 ③一般応募

(5) 応募書類の請求・提出、お問い合わせ

①②北竜町農業委員会委員候補者推薦書（様式第 1 号）（様式第 2 号）

③北竜町農業委員会委員候補者応募申込書（様式第 3 号）

書類の請求・提出のお問い合わせは、農業委員会事務局にご連絡ください。

書類の様式は、北竜町のホームページからもダウンロードできます。

〈問い合わせ先・書類の送付先〉

〒078-2512 両竜郡北竜町字和 11 番地 1

北竜町農業委員会事務局 TEL 0164-34-2111